

Title	江洲中井家帳合の法
Author(s)	小倉, 栄一郎
Citation	大阪大学, 1965, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/28843
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

【 2 】

氏名・(本籍)	小 倉 栄一郎 お ぐら えい いち ろう
学位の種類	経 済 学 博 士
学位記番号	第 6 1 5 号
学位授与の日付	昭 和 40 年 1 月 21 日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
学位論文題目	江洲中井家帳合の法
	(主査) (副査)
論文審査委員	教授 木内 佳市 教授 宮本 又次 教授 高田 馨

論 文 内 容 の 要 旨

江戸時代勃興した商人の間には大福帳と標記した帳簿を用いる慣行が生じたが、その大福帳は各家各様で、この帳簿の果す機能は一定していない。すなわち、当時の簿記法は各家独自のものであったようである。しかるに、大福帳をすべての勘定科目を含む総勘定元帳として用いる簿記帳が大阪、兵庫、松山などにあつて、「店卸勘定」と称する年度決算を行っていたものがある。中井家は江州日野の出身で全国に支店網を有した豪商であるが、その帳簿資料を検討した結果、この部類に属する帳合法を採用し、極めて進歩した会計原則を確立し、これを大支店網の管理統制の手段としたことが明らかとなった。

多数の原始記録、計算法を備えて、突合せ検印によって取引を複記するが、日本在来の記帳技術を用いるので、洋式のごとき貸借複記の形にはなっていない。これらの諸帳に該当する口座と、他の必要な口座をもった総勘定元帳的大福帳があつて、基礎帳簿からは合計転記によってこの大福帳に集合せしめられる。店卸(決算)は毎年1月初旬に行なわれ、店卸下書と称する準備計算表に帳尻が集められるが、このとき各勘定帳尻を整列し直して、貸借対照表に該当する「総勘定の部」(支店により別名あり)と損益計算書に相当する「損益勘定の部」の2部構成とする。両部の計算結果は一致して、完全な複式決算構造となるのである。今日の会計実践にみられる棚卸計算法をはじめ費用の繰延や欠損の繰越などの期間的損益計算に必要な修正もここで行なわれる。

中井家帳合法の確立を促したものは支店の業績の遠隔管理であつた。したがって本支店会計法に極めて秀れた仕組みが考察され、中井家帳合の中核をなしている。支店毎に行なつた単独決算を「店卸目録」なる報告書にまとめて次第に中央に送達し、支店は枝店を含み本店は支店を含む重畳的合併決算を行なうので、最終の本家の段階では全店決算となる。本支店間の経費の附替などの高度の決算原則が確立されていたことも一驚に値する。

形式的簿記法の優秀さに止まらず、支店の経営管理基準を盛込んだ点を高く評価しなければならない。「利足」は中井家独特の概念で、利益の留保のための優先的絶対的処分項目であるとともに、支店に適用せられた利益目標であって、これを越えた利益をもってはじめて「徳用」とするのであるから、強烈な成果責任を支店に負わせたといえる。「徳用」は資本主たる本家元方にも従業員たる支店世話人にも分与され、内部留保される。「望性」という持分概念は今日の資本金と異なるところがない。望性金の上へ徳用積金と利足が年々累加され、資本維持基準となるのである。

分枝経営たる支店、枝店は運転資本を帳簿によって会計的に管理した。望性金は原則として固定資産を含まない額であることが当時の商業資本の特徴をあらわして興味深い。

以上は中井家帳簿資料から抽出した帳合法の概要である。帳合法を文書にしたものは発見されていない。口伝と実習により伝承されたものであろう。中井家企業内の管理上の要求から発達した内部計算制度であって、合服から生れた中国簿記法からの影響も見当らないし、高度の合理的技術体系をなす西洋式簿記法とも別個のものとは断ずる。なお、我国古来同類の帳合法が存した可能性は多い。

論文の審査結果の要旨

本論文はわが国固有の簿記の一つである江州中井家の帳合法に関する簿記史研究の成果をまとめたものである。研究の方法としては、簿記史研究の立場から大福帳式簿記法である中井家帳合の本質をその計算構造に則して解明することに重点が置かれているが、同時に経営史研究の立場から江戸中期以降の日本商業史を彩る中井家の経営方式をその帳簿資料に基づいて跡づけている。すなわち筆者は、一世紀半に亘る支店の店卸目録を検算して、中井家の帳合が複式決算の構造をもったわが国固有の簿記法であること、また本支店会計を中心とする管理会計の合理的な体系であることを確認するとともに、その背景にある中井家の経営方式が創業以来資本計算と企業実態観に基づいた共同事業と支店網の形成によるものであったことを指摘している。以下まず本論文の構成を示し、次に筆者の主張を紹介しつつ、その特色を明らかにすることにする。

本論文の構成は、(1)中井家帳合の概要(第1章～第3章)、(2)中井家帳合の簿記技術史的内容(第4章～第6章第2節)、(3)中井家帳合の本質—簿記史と経営史としての実質的内容—(第6章第3節～第7章)となっている。本論文を通読してわれわれは次の諸点に筆者の主張とその特色を求めることができると思う。

第一に、筆者は支店の店卸目録(年度決算報告書)を中心とする中井家の帳簿史料を検討して、大福帳の総勘定元帳の用法、照合検印による取引の複記および店卸下書による複式決算の構造を簿記技術史からみた中井家帳合の本質の一つであると指摘している。すなわち日常の記帳には大福帳を含む多数の帳簿に毛筆縦書で正数・負数を並記する素朴な記帳技術が採用されているが、照合印によって取引の複記がまもられているので、店卸下書において整頓し直し、店卸目録にまとめることによって複式決算の構成が行なわれる。そしてこの店卸目録の前半が貸借対照表、後半が損益計算に相当する総勘定の部と損徳の部とに分れ、双方が同一の損益額を算出するという仕組みになっている。

第二に、筆者は中井家帳合の本質を構成するものとして、その本支店会計法の形式・内容を詳細に解明している。仙台店グループの店卸目録によると、中井家の帳合における本支店会計法は、本・支店勘定という連結勘定を用いた分割元帳による分割会計制度である点に形式的特色をもっているが、その合併決算法においては今日の方法と異なる変則的簡便法が用いられている。その結果作成される合併決算報告書はあたかも本店のみが単独に行なった部門決算であるかのごとき観を呈するが、支店徳用（利益）を含むことによって、実質的には合併決算になっているのである。

第三に、筆者は支店の遠隔管理が中井家の帳合法を発達させた原動力であるという事実を指摘している。支店網の形成による商法は近江商人の定石である。中井家はその好例であって一種のコンツェルンの性格を招来している。その管理統制手段として、複式決算の構造をもった本支店会計法のほかに、分権組織の半面としての成果分割計算と、その集中管理方法としての決算報告～合併決算法という純粋に管理会計的方向への前進がとられている。そしてこのことがさらに「望性金」と称する持分権を意味する資本勘定、「利足」と称する特殊な経営管理基準、管理者刺戟給などによる支店の業績管理制度と相俟って、中井家の帳合をその実質的内容においても非常に特色のあるものとしている。なおその際筆者はおよそ11項目にのぼる支店管理の基準があったことを確認している。

第四に、筆者は簿記史の立場から中井家の帳合が西洋式簿記法・中国固有簿記法の影響をともにうけていないわが国固有の簿記法であると主張している。その理由は影響を論証する資料がない上に、固有の商業資本が形成された江戸中期には、固有の帳合法が自らの要求に応じて成立したという想定も十分に論拠があるからである。すなわち中井家の帳合は経営管理上の要求から発達した内部計算制度であって、近江商人の間で発達した諸帳合の中でも比較的早期に発達したわが国固有の簿記法の一典型である点にその重要性が存するというのである。

第五に、筆者は経営史の立場から中井家の帳合法に関する研究が重要であることを指摘している。中井家は江戸中期以降の日本商業史を彩る巨花である。その簿記法を明らかにすることは、中井家経営の歴史をさらに詳細に、かつ厳密に解明するにあたって不可欠の条件である。中井家の帳合は本支店会計法のほかに損益計算と資本計算の二成果計算をもっている複式決算法であることをその本質としている。そしてこの資本計算的成果の計算があることは、中井家の場合、その出発点において他人資本が多く、共同事業と支店網による経営方式が持分とか正味身代を確定する必要があったことによるものである。すなわち当時すでに商人は資本を意識する段階に達しており、中井家の望性金概念はその絶対の証左であると考えられた。このことは企業実体観の確立を意味するが、ほかにも支店の業績に関する分権管理と集中管理、刺戟給による給与制度、従業員持歩制に裏付けられた徒弟制度などその帳合法の研究を通して明らかになった中井家の経営の特質が経営史の研究上重要な意義をもっていることは事実である。

われわれは、本論文における筆者の主張と思われる点をいくつかあげた。要するに、1世紀半にわたる中井家の大福帳と支店の店卸目録を検算し、誤算のあるときはその原因を追求しながら、その複式決算の構造を確認するとともに支店群の経営管理・能率向上をはかるための管理会計的特色を明らかにした筆者の研究態度、記帳技術を含む簿記史と経済史学界における経営史を総合した研究方法、はじめて総合的・体系的にまとめられたわが国固有の簿記法に関する史的研究として、日本会計

研究学会賞をうけた筆者の研究成果，いずれも立派な業績を裏付けるものである。もちろん筆者の研究もまだ完成されたものではない。たとえば外国の簿記法，他家の帳合法などの関連における中井家の帳合法の起源論的研究と比較論的研究は将来の課題にされているし，経営史の立場からする研究の成果にもなお不十分であると思われるところもある。しかし，このことは本論文の価値を少しもそこなうものではない。というのはそれ自体が学界においてもまだ定説のない共通の課題であるからである。

審査の結論として，本論文は筆者に経済学博士の学位を授与するのに十分な価値をもつものであると判定する。